

令和4年4月10日執行

三好市議会議員一般選挙

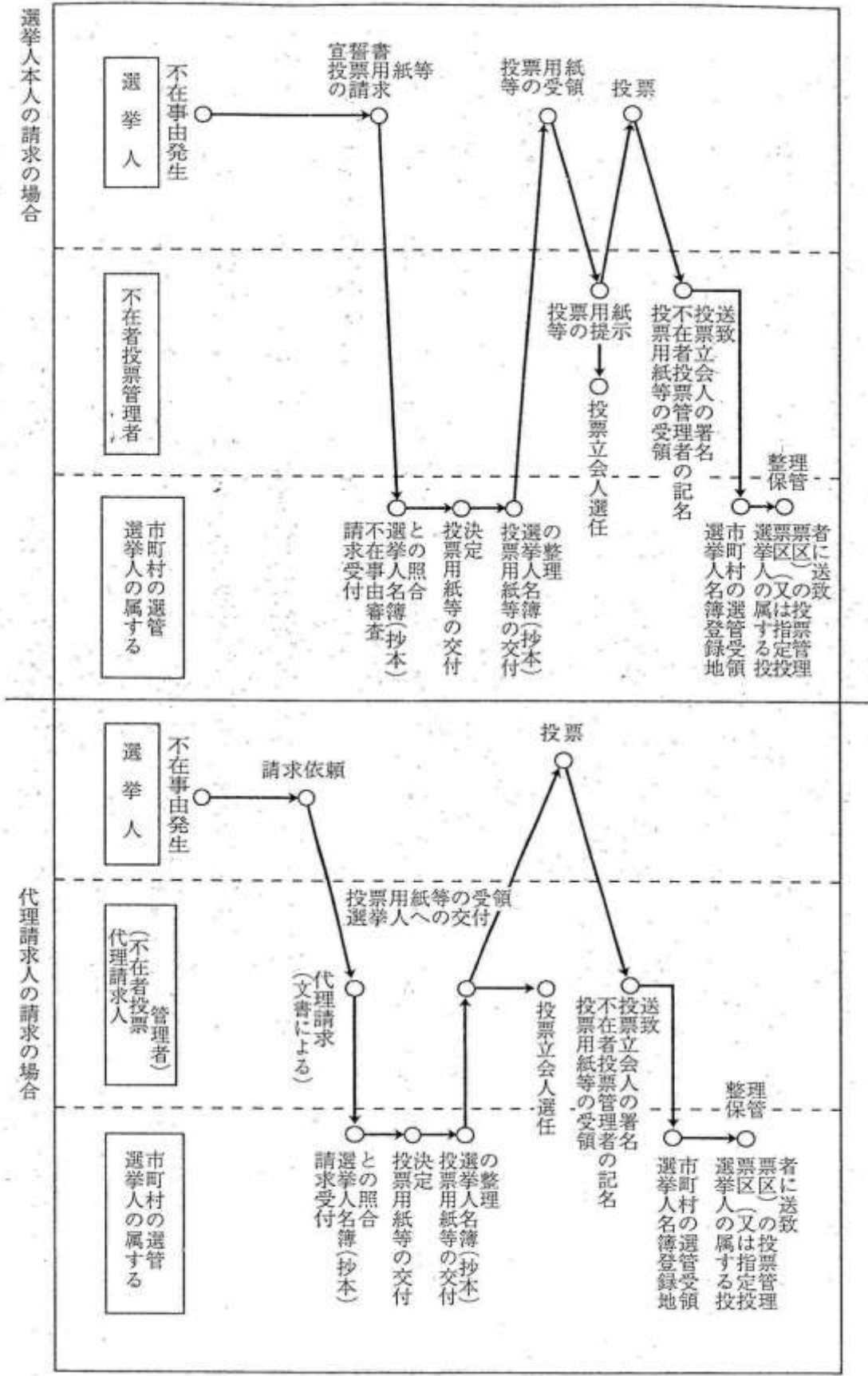
指定病院・指定老人ホーム・指定保護施設
・指定身体障害者支援施設における

不在者投票の手引き

〔凡例〕 法・・・・・・・・公職選挙法
 令・・・・・・・・公職選挙法施行令

三好市選挙管理委員会

指定病院等における不在者投票手続きの概略



一 不在者投票制度とは

不在者投票制度とは、選挙の当日、一定の事由によって投票所におもむいて投票することができない選挙人又は身体に重度の障害がある選挙人のために、投票日の前でも投票できるように設けられた制度です。

この制度は、一般投票の例外として位置付けられるとともに、その投票が長期にわたって行われる関係上、その投票手続きについては政令等で詳細に規定されています。

このことは、選挙の公正を期すため、やむを得ないことであり、従来から各選挙を通じ、不在者投票管理事務の違法を原因とした争訟が多く提起され、選挙無効となった事例も散見されることにかんがみ、その事務及び管理に当たっては、法令に則った適正な処理によらなければなりません。

二 不在者投票における留意事項は

指定病院の院長、指定老人ホームの長等の方で不在者投票管理者となられる方々は、本来の職務のほかに、この仕事をしていただくわけですが、選挙が民主主義の根幹をなすものであるということを十分認識の上、公正な不在者投票管理に御協力をお願いいたします。

不在者投票の具体的な手続きについては、三以下で述べていますが、特に次の事項に御留意ください。

- (1) 不在者投票の事務を公正かつ適切に処理するため、前もって分担事務の処理について計画を立て、最もスムーズに事務の処理ができるように検討しておくこと。
- (2) 投票事務に当たっては、勘や過去の経験だけに頼らず、常にこの手続要領等を参考にし、適確に処理すること。
- (3) 選挙事務の管理執行に当たっては、自由、公正、平等をモットーとし、投票の秘密保持を期し、また選挙人が投票しやすい雰囲気づくりに配慮すること。なお、特に投票立会人の選任については、十分公正を期すること。
- (4) 不在者投票管理者、立会人及び代理投票補助者については、一般の投票における場合と同様に、職権濫用による選挙の自由妨害罪、投票の秘密侵害罪、投票偽造罪、立会人の義務を怠る罪等の罰則の適用があるので、いやしくもこれらの罰条にふれることのないよう十分注意すること。
- (5) 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることはできないこと。

「不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して」とは、不在者投票管理者が日常の職務上有する影響力を利用してという意味であり、例えば、病院長が一般に不在者投票の対象となる入院患者に対しその診療上の影響力を利用して選挙運動をすることは違反となるので注意すること。

三 指定病院、老人ホーム、保護施設及び身体障害者支援施設における不在者投票の手続き

1 どのような人が不在者投票をすることができるか（法49①、令55②④Ⅱ）

県選挙管理委員会が指定する病院（介護老人保健施設を含む。）、老人ホーム、保護施設又は身体障害者支援施設（以下「指定病院等」という。）に入院又は入所している選挙人で、選挙の当日法第48条の2第1項の不在者投票事由に該当すると見込まれる者に限られます。

（不在者投票該当事由）

① 疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥にあるため歩行が困難であること

② 用務又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在すること 等

なお、指定病院等に入院又は入所している選挙人であっても、その指定病院等が選挙人の属する投票区の区域内にある場合で、かつ歩行が容易であるときは、不在者投票ができませんから、注意してください。

2 不在者投票のできる期間及び投票用紙等の請求の期間等は（令58①）

（1）投票のできる期間

令和4年4月4日から同年4月9日までの間……6日間 （告示日の翌日） （選挙期日の前日）
--

（2）投票用紙等の請求の期間等

令和4年4月9日まで （選挙期日の前日）

（3）投票のできる時間

投票のできる期間の午前8時30分から午後5時まで

3 投票用紙等の請求の方法は（令50）

投票用紙及び不在者投票用封筒の交付請求には、次の二通りの方法があります。

① 指定病院等の長又はその代理人（以下「指定病院等の長等」という。）が選挙人に代わって請求する場合

② 選挙人が自ら請求する場合

どちらの場合でも指定病院等で投票することには変わりはありません。

なお、請求は選挙の期日の告示前においてもすることができます。

(1) 指定病院等の長等が選挙人の依頼を受けて選挙人に代わって請求する場合(令50④)

この場合は、「請求書」(様式3)に必要事項を記入し、三好市選挙管理委員会の委員長へ直接又は郵便等をもって請求することになります。

「選挙人の依頼」を受けたことを証する書面を徴することは、法定されていませんが、選挙の効力に関する争訟や当選の効力に関する争訟の提起があった場合に、本人の投票意思等の確認に係る有力な証拠となるので、「依頼書」(様式1)により依頼を受けるようにしてください。

(2) 選挙人自身が請求する場合(令50①、令52)

この場合は、「投票用紙及び不在者投票用封筒の請求書兼宣誓書」を三好市選挙管理委員会からもらって必要事項を記入し、(1)と同じ方法で選挙人が自分で請求することになります。

(3) 点字で投票しようとする場合

点字で投票しようとする場合で、①指定病院等の長等が選挙人に代わって請求するときは、投票用紙等の「請求書」の備考欄に「点字」と記載を、②選挙人自らが請求するときは、その際にその旨の申立てをしてください。

4 投票用紙及び不在者投票用封筒の交付は(令53)

三好市選挙管理委員会の委員長は、前記3の請求があった場合には選挙人名簿又はその抄本と対照し、不在者投票をする理由があると認めたときは、直ちに(選挙期日の告示日以前に請求を受けた場合にあつては選挙期日の告示日の翌日以後直ちに)請求の区分に応じてそれぞれ次の者に「投票用紙」及び「不在者投票用封筒」(内封筒1枚、外封筒1枚)を交付します。

(1) 指定病院等の長等が選挙人に代わって請求した場合は、その長又はその代理人

この場合、指定病院等の長等は、直ちに当該選挙人に「投票用紙」及び「不在者投票用封筒」を渡してください。

(2) 選挙人自らが請求した場合は、その選挙人

この場合は、「投票用紙」、「不在者投票用封筒」及び「不在者投票証明書の入った封筒(封筒の表面に“不在者投票証明書在中”と記載したもの)」を「別の封筒(封筒の表面に“投票用紙、不在者投票用封筒及び不在者投票証明書用封筒在中”と記載したもの)」に入れて送ります。

この「投票用紙、不在者投票用封筒及び不在者投票証明書用封筒」の入った封筒は、選挙人に絶対に開封させないでください。

5 不在者投票管理者、立会人等は（令55②④⑧⑨、令58①③、法49⑩）

投票は、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所で、立会人の立会のもとに行わせなければなりません。

「不在者投票管理者の管理する」とは、不在者投票管理者が必ずしも不在者投票の行われる場所にいる必要はありませんが、常に不在者投票を管理できる（何かあればすぐ赴いて判断、指示できる）体制になければならないことを意味します。

（1）不在者投票管理者

イ 不在者投票管理者となる者は

病院の院長（介護老人保健施設の長及び介護医療院の院長を含む。） 老人ホームの長 保護施設の長 身体障害者支援施設の長

不在者投票管理者が候補者となった場合又は外国人である場合は、不在者投票管理者となることはできません。このような場合又は事故があり、若しくは欠けた場合においては、その職務を代理すべき者が代わって不在者投票管理者となります。

なお、病院や介護老人保健施設の不在者投票管理者の職務を代理すべき者は、病院の院長や介護老人保健施設の長の職務を代理すべき医師又は歯科医師に限られません。

ロ 不在者投票管理者の職務とは

- (イ) 不在者投票に関する手続きのすべてについて、最終的な決定権を持っています。
- (ロ) 不在者投票事務に従事する者を指揮監督し、不在者投票事務全般を管理執行するのが役目です。

その担当する事務の主なものは、次のとおりです。

- ・ 選挙人に代わって投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求すること。
- ・ 交付を受けた投票用紙及び不在者投票用封筒を選挙人に渡すこと。
- ・ 投票用紙、不在者投票用封筒及び不在者投票証明書を点検すること。
- ・ 立会人を選び、不在者投票に立ち合わせること。
- ・ 不在者投票記載場所の設備をすること。
- ・ 代理投票の申請を受け、その許否を決定すること。
- ・ 投票の終わった不在者投票を送致すること。

(2) 立会人

イ 立会人となる者は

選挙権を有する者の中から不在者投票管理者が選んだ者

「選挙権を有する者」とは、年齢満18年以上の日本国民で公民権の停止を受けていない者という意味であり、三好市の選挙人名簿に登録されていることは要件ではありません。

人数に制限はありませんが、最低1人は必要です。

立会人は、不在者投票管理者、事務補助者及び代理投票補助者を兼ねることはできませんので注意してください。

ロ 立会人の職務とは

- (イ) 投票用紙等の点検から送致のための受領に至る不在者投票のすべての手続きに立会し、各手続きが公正に行われているかどうかを確認すること。
- (ロ) 代理投票の際に、不在者投票管理者から意見を求められたときに意見を述べること。
- (ハ) 不在者投票用外封筒の表面に署名をすること。

立会人の立会なく行われた不在者投票は、無効であり選挙無効の原因となりますので注意してください。

ハ 外部立会人

市町村の選挙管理委員会が選定した外部立会人の立会いを希望する場合は、事前に三好市選挙管理委員会にご相談ください。

【選任等の手順】

- ① 指定病院等の不在者投票管理者は、三好市選挙管理委員会に、外部立会人の選定を依頼します。
- ② 三好市選挙管理委員会は、外部立会人を選定し、外部立会人及び指定病院等の不在者投票管理者へ選定の通知をします。
- ③ 指定病院等の不在者投票管理者は、外部立会人に対し、立会人選任書を送付します。
- ④ 外部立会人は、指定病院等の不在者投票管理者に立会人承諾書を送付した上で、指定病院等において立会いをします。
- ⑤ 指定病院等の不在者投票管理者は、外部立会人に謝金を支払います。
- ⑥ 指定病院等の不在者投票管理者は、「立会人経費請求書」(様式5)により、三好市選挙管理委員会に経費の請求をします。

(3) 事務補助者

イ 事務補助者となる者は

不在者投票管理者が選んだ者

ロ 事務補助者の職務とは

不在者投票管理者のもとで、不在者投票を行う際の事務を取り扱うこと。

(4) 代理投票補助者

イ 代理投票補助者となる者は

不在者投票管理者が、立会人の意見を聞いて、
投票に係る事務従事者のうちから 2人

ロ 代理投票補助者の職務とは

選挙人から身体の故障その他の事由によって候補者の氏名を自書できないとの申請があった場合に

(イ) 代理投票補助者の1人が立会し、

(ロ) 他の代理投票補助者が選挙人の指示する候補者の氏名を投票記載場所で記載し、これを「不在者投票用内封筒」に入れて封をし、さらに「不在者投票用外封筒」に入れて封をした後、その外封筒の表面の「投票者氏名」欄に選挙人の氏名を記載して直ちに提出すること。

6 投票記載場所の設備は十分に (令58④、令32、法143④)

不在者投票管理者は、投票を記載する場所について、他人から投票の記載を見られること又は投票用紙の交換その他の不正が行われることがないように、相当の設備をしなければなりません。

原則としてベッドの上では不在者投票をすることができませんが、重病人等歩行の困難な選挙人の投票については、不在者投票管理者の管理下で立会人の立会がある場合に限り、ベッドの上ですることもできます。この場合においては、投票の秘密保持に十分注意を払い、投票の取扱いを慎重にしなければなりません。

なお、投票記載場所には候補者の氏名を記載したポスター等の文書は絶対に掲示しないでください。また、候補者の氏名の掲示もできませんので、候補者の氏名を掲示することのないようにしてください。

7 投票の方法は (令58、令56③④)

(1) 不在者投票をさせる前にしなければならないこと。

イ 投票用紙等の点検

不在者投票管理者は、選挙人にその投票用紙及び不在者投票用封筒を提示させ、所定のものであるかどうか、選挙人が本人であるかどうかを確認してください。

ロ 候補者の氏名が記載してある場合

投票用紙にすでに候補者の氏名が記載してある場合は、不在者投票管理者は、選挙人に投票用紙等を返還し、三好市選挙管理委員会の委員長に、その投票用紙と引き換えに再交付の請求をさせた上、所定の不在者投票を行わせてください。

ハ 不在者投票証明書の点検

選挙人自らが投票用紙及び不在者投票用封筒を請求した者であるときは、「不在者投票証明書用封筒」をそのまま提出させ、その封筒が開かれていないかどうかをまず点検した後、封筒を開いて不在者投票証明書の記載内容を確認してください。

選挙人の提出した「不在者投票証明書用封筒」がすでに開かれているときは選挙人が誤って開いたかどうかを問わず、投票をさせることはできません。

(2) 投票するときの手続

イ 普通の投票の方法

不在者投票管理者の管理する投票記載所において、

- ①選挙人が「候補者の氏名」を記載した投票用紙を、
- ②「不在者投票用内封筒」に入れて封をさせ、
- ③さらに「不在者投票用外封筒」に入れて封をさせた上、
- ④不在者投票用外封筒の表面の「投票者氏名」欄に選挙人の氏名を記載させて提出させてください。

署名を忘れたり、選挙人本人以外の者が署名をしてはなりません。

また、署名の下に押印するとか、不在者投票用外封筒を印をもって封をする必要はありません。

なお、点字投票があったときの不在者投票用外封筒の表面の「投票者氏名」欄の署名は、投票用紙を損傷するおそれがあるため、不在者投票用内封筒を不在者投票用外封筒に入れる前に点字で打たせてください。

ロ 特殊な投票（代理投票）（令58③④、令56③④、令41）

(イ) 普通の代理投票

選挙人が身体の故障その他の事由のために、自分で候補者の氏名を記載できない場合には、自分に代わって他の人に候補者の氏名を記載してもらうことができる。……………これが代理投票です。

[代理投票の方法]

選挙人から代理投票の申請



選挙人について代理投票を認めるかどうかの判断(立会人の意見を聞く)

- ・代理投票を行った場合は、「代理投票一覧」(様式2)に必要な事項を記載し、不在者投票管理者において保管しておくこと。



不在者投票管理者による2人の代理投票補助者の選任(本人の承諾必要)

- ・代理投票補助者は、必ず立会人以外の者から選任する。立会人は他の職務と兼務ができない。



代理投票補助者のうち1人の立会のもとに他の1人が代理記載

- ・投票記載場所で選挙人の指示する候補者の氏名を記載する。
- ・選挙人の投票しようとする候補者の確認は、大声で行ったりせず、投票の秘密の保持に注意すること。



不在者投票用封筒に入れて封をする

- ・まず、不在者投票用内封筒に入れて封をし、さらに不在者投票用外封筒に入れて封をする。



不在者投票用外封筒の表面に選挙人の氏名を記載

- ・不在者投票用外封筒の表面の「投票者氏名」欄にのみ選挙人の氏名を記載し、この場合は、外封筒の表面左下の「(代理記載人氏名)」欄には、何も記載しないでください。



不在者投票管理者へ提出

(ロ) 代理投票の仮投票

不在者投票管理者が立会人の意見を聞いて代理投票させるべきでないと決定した場合に選挙人がこの決定に不服であるとき、又は代理投票することについて立会人に異議があるときは、不在者投票管理者は代理投票を申し立てた選挙人に仮に投票させなければならない。………これが不在者投票における代理投票の仮投票です。

[代理投票の仮投票の方法]

不在者投票管理者は、まず普通の代理投票をさせた後、投票用紙に候補者の氏名を書いた代理投票補助者に、その代理投票補助者本人の氏名を不在者投票用外封筒の表面左下の「(代理記載人氏名)」欄に記載させて、これを提出させる。

8 投票後の措置は (令60)

不在者投票管理者は、投票用紙及び不在者投票用内封筒を入れた「不在者投票用外封筒」を受け取った場合は、次のとおり処理してください。

(1) 不在者投票用外封筒の表面には、(最終頁参照)

- ① 投票者氏名の署名を確認する。
- ② 投票年月日、投票場所、不在者投票管理者職氏名を記入する。
- ③ 立会人に署名させる。(必ず立会人に自署させなければならない。)

(2) 「不在者投票用外封筒」を別の適当な封筒に入れて封をし(「不在者投票証明書」がある場合には、これも併せて入れて封をすること。)、その表面に投票が在中する旨を明記し、その裏面に記名して印を押してください。

(3) これを三好市選挙管理委員会の委員長に送致し、又は郵便等をもって送付してください。郵便等による場合は、重要書類ですので書留等によって送付してください。

なお、不在者投票は、三好市選挙管理委員会の委員長から、投票所を閉じる時刻までに投票管理者に送致されないときは受理されないこととなりますので、時間的に余裕をみて、できるだけ早期に処理してください。

(4) 投票をしなかった者がある場合には、必ずその投票用紙も併せて返却してください。

四 不在者投票に要した経費はどうなるか

不在者投票に要した経費については、三好市が負担しますので、次により、令和4年4月22日(金)までに三好市選挙管理委員会事務局へ必着するよう送付してください。

(1) 事務的経費

不在者投票をした者の数に1,050円を乗じた額で、「経費請求書」(様式4)により請求してください。

(2) 外部立会人経費

外部立会人の経費額は、1,282円に立会時間数を乗じた額で「立会人経費請求書」(様式5)により請求してください。

※1時間未満の時間数があるときは、その時間数は1時間とします。また、10,900円を上限とします。

※「立会人経費請求書」を提出される際には、必ず謝金領収書の写しを添付してください。

【請求書等の送り先】

〒778-8501

徳島県三好市池田町シンマチ 1500 番地 2

三好市選挙管理委員会事務局

五 その他注意する点は

(1) 不在者投票の手続きを誤った場合は、不在者投票が無効となります。前記の諸事項を十分確認し、せつかくの投票が不在者投票管理者の不注意のため無効となることのないよう注意してください。

(2) 投票用紙の「請求書」は、ボールペンで明瞭に記載するようにしてください。また、「請求書」の住所欄は、各人ごとに市町村名から番地まで記載し、市町村名を省略することがないようにしてください。

不在者投票の手続き等でご質問のある場合は、次のところへお問い合わせください。

〒778-8501

徳島県三好市池田町シンマチ 1500 番地 2

三好市選挙管理委員会事務局

電話番号 0883-72-7604

F A X 0883-72-7203

不在者投票用外封筒

〇〇〇〇〇選挙
不在者投票
(外封筒)

立会人氏名
不在者投票管理者職氏名
投票年月日 令和 年 月 日 投票場所

※施設名及び室名を記載して下さい。

三好市選挙管理委員会印

投票者氏名

①

注意 あなたの氏名を必ず自分で書いて下さい。
※代理投票の仮投票の場合
(代理記載人氏名)

④

シールに記載されている氏名に該当する選挙人に間違いなく渡して下さい。

- ① 選挙人本人が署名すること。代理投票及び代理投票の仮投票の場合には、代理記載をした補助者が選挙人の氏名を記入すること。
- ② 投票年月日、投票場所、不在者投票管理者職氏名を正確に記入すること。
(ゴム印、タイプ等でもよい。)(投票場所には、施設名及び室名を記載すること。)
- ③ 立会人の署名であること。**(ゴム印、タイプ等によることはできません。)**
- ④ 代理投票の仮投票の場合のみ代理して記載した補助者の氏名を記入すること。
(普通の代理投票の場合には、記載しないこと。)